

新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた高等学校入学者選抜等に係る これまでの通知等で配慮をお願いした事項について（関係個所抜粋）

<令和3年度通知>

◎新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえた令和4年度以降の高等学校入学者選抜等における配慮等について（令和3年6月4日付け3文科初第407号文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長通知）

1 入学者選抜の実施に当たっては、令和3年度高等学校入学者選抜等配慮事項通知、「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について」（令和2年6月22日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）、「令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて」（令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課・特別支援教育課・参事官（高等学校担当）・総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け2文科初第1462号文部科学省初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）を踏まえ、適切に対応すること。

なお、令和3年度高等学校入学者選抜等配慮事項通知の3（出題範囲や内容、出題方法についての工夫）については、地域における中学校等の学習状況に支障が生じていない状況であれば、特段の工夫を講じなくても差し支えないこと。

2 地域の感染状況が著しく深刻であるような場合を除き、各実施者において定める入学者選抜実施要項の公表後は、学力検査を実施する教科等の変更など、入学志願者に不利益を与えるおそれのある変更は行わないこと。

なお、感染拡大防止の観点から、試験開始時間や実技検査の方法、試験会場等の変更など、入学志願者に不利益を与えるおそれがない変更を行う場合には、可能な限り早期に入学志願者への周知に努めること。

3 日本人学校等の在校歴がある入学志願者については、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた日本人学校等における教育の実施状況に関する配慮について」（令和2年10月20日付け2文科教第555号文部科学省総合政策局長・初等中等教育局連名通知）の2.を踏まえ、適切に対応すること。

なお、当該通知で示していた状況記録書類については、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月24日付け2文科教第928号文部科学省総合教育政策局長通知）において廃止されているが、令和4年度以降の入学者選抜に係る具申書等を作成する必要がある場合には、その内容を活用することは差し支えないこと。

<令和2年度通知>

○「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について」（令和2年5月13日付け2文科初第241号文部科学省初等中等教育局長通知。）

- 1 中学校等の部活動等におけるスポーツ・文化関係の行事、大会の実績や、資格・検定試験等の成績を入学者選抜において評価する際には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため中止、延期又は規模縮小等となったこれらの行事等に入学志願者が参加出来なかったことのみをもって不利益を被ることがないように、参加することが出来た他の行事等における実績・成績を評価すること等の措置を講じること。
- 2 入学者選抜において調査書を活用するに当たっては、中学校等の臨時休業の影響で、特定の入学志願者が出席日数や学習評価の内容等の記載により不利益を被ることがないようにすること。また、諸活動の記録や指導上参考となる諸事項等の記載欄を設けている場合には、当該記載が少ないことをもって、入学志願者が不利益を被ることがないようにすること。

【注：以下3については、地域における中学校等の学習状況に支障が生じていない状況であれば、令和4年度高等学校入学者選抜等で特段の工夫を講じなくても差し支えない】

- 3 地域における中学校等の臨時休業の実施等の状況を踏まえ、令和3年度高等学校入学者選抜等における出題範囲や内容、出題方法について、各実施者において、例えば以下のような方法により、特定の入学志願者が不利にならないよう、必要に応じた適切な工夫を講じていただきたいこと。なお、この例に限らず、各実施者の判断において、必要に応じた適切な工夫を講じていただいて差し支えない。

（工夫の例）

（略）

- 4 各中学校等においては、進路指導をより一層丁寧に行い、志願先の高等学校等に係る入学者選抜の内容をしっかりと入学志願者に伝えることにより、不安払拭に努めること。
- 5 小学校や中学校等の入学者選抜についても、当該入学者選抜において該当がある場合には、上記1から4までに準じた工夫を講じていただくことが望ましいこと。

○「令和3年度高等学校入学者選抜等の実施に当たっての留意事項について（通知）」（令和2年6月22日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課、特別支援教育課、参事官（高等学校担当）、総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）

1. 試験会場等における感染症対策について

（略）

試験会場等における具体的な感染症対策の内容については、今後の感染の推移や、新型コロナウイルス感染症に関して今後得られる知見、最新の政府の方針等も踏まえながら、それぞれの地域や試験会場、試験方法に見合ったものを講じてください。

（略）

なお、試験監督者や面接官等の試験業務に携わる者については、基本的な感染症対策を心が

けるとともに、試験実施当日に体調不良とならないよう、体調管理に努めていただくことが必要です。試験実施当日、新型コロナウイルス感染症の疑いがある者が出てしまった場合に備え、あらかじめ、代替者の準備をお願いします。

2. 追検査等による受検機会の確保について

令和2年度高等学校入学者選抜等の実施に際しては、追検査等の機会を設けていただいた実施者も多く見られるところですが、新型コロナウイルス感染症という特別な事情が継続することが十分に考えられることに鑑み、令和3年度においても引き続き、追検査等の機会を設けていただき、受検機会の確保に努めてください。また、入学志願者やその保護者、入学志願者の在籍する中学校等に対しても、追検査等の情報提供や相談対応に努めていただくようお願いします。

3. 高等学校入学者選抜等の実施日程等の決定について

高等学校入学者選抜等の実施日程は、各実施者の判断により決定されるものですが、現段階では、例年と同様の時期に実施していただいて差し支えないと考えられます。(略)なお、実施日程を決定するに当たっては、2. 追検査等による受検機会の確保にも配慮した上で、適切な日程となるようお願いします。

また、実施日程のみならず、入学者選抜の内容についても、できるだけ早期に決定・公表するようお願いします。その際には、「中学校等の臨時休業の実施等を踏まえた令和3年度高等学校入学者選抜等における配慮事項について」(令和2年5月13日付け2文科初第241号初等中等教育局長通知)を踏まえ、高等学校等が所在する都道府県以外の都道府県からの入学志願者も含め、特定の入学志願者が不利にならないよう、必要に応じた適切な工夫を講じていただくようお願いします。

4. 試験の実施が困難な場合の対応について

地域のまん延状況が極めて深刻であり、試験実施当日の試験会場における感染症対策を十分に講じたとしてもなお、実施が困難と判断される場合には、自治体の衛生主管部局と相談の上、試験の延期を検討することも考えられます。このような事態が生じる場合に備え、実施者におかれては、入学志願者への連絡方法や問合せ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築、追検査等による受検機会の確保、延期した場合の試験方法などについて、あらかじめ検討・準備しておくことが必要です。

なお、試験の延期措置を講じた場合には、(略)その旨の報告をお願いします。

5. 入学志願者が在籍する中学校等での対応について

令和3年度の入学者選抜においては、入学志願者の体調管理が例年にも増して重要となります。特に、学力検査の直前には、無理をして体調を崩してしまうことのないよう、入学志願者の在籍する中学校等においては、入学志願者やその保護者に対し、体調管理の重要性をしっかりと伝えていただき、万全な状態で受検できるよう、指導をお願いします。

6. 小学校や中学校等の入学者選抜の実施について

小学校や中学校等の入学者選抜の実施についても、上記1から5までを踏まえ、適切な対応をお願いします。

○「令和3年度高等学校入学者選抜等における無症状の濃厚接触者の取扱いについて」（令和2年10月30日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課、特別支援教育課、参事官（高等学校担当）、総合教育政策局生涯学習推進課連名事務連絡）

令和2年10月15日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会（第11回）（以下「分科会」という。）において、令和3年度大学入学共通テストについての新型コロナウイルス感染症予防対策について審議が行われ、無症状の濃厚接触者（過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した者を含む。）について、一定の要件を満たした上で、試験会場において必要な感染症対策を講じれば、受験を認めることとされました（別添1）。この取扱いについては、令和3年度高等学校入学者選抜等においても、同等以上の対応策を講じた上で、同様の取扱いをとることが可能となっています。

令和3年度高等学校入学者選抜等における受検機会の確保については、（略）受検機会確保の1つの選択肢として、それぞれの実情等を勘案し、各実施者の判断により、今般示された取扱いを実施することも可能です。

令和3年度高等学校入学者選抜等における受検機会の確保は、入学志願者が安心して受検に臨めるようにするために重要ですので、追検査等も含めた受検機会の確保について、各実施者におかれては、特段の御配慮のほど、よろしくお願ひします。

○「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和3年1月8日付け2文科初第1462号文部科学省初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長連名通知）

4. 高等学校入学者選抜等

（1）高等学校入学者選抜等の実施

今後予定されている令和3年度高等学校入学者選抜等については、緊急事態宣言の対象区域に属する地域の内外に関わらず、万全を期した上で、予定どおり実施していただきたいこと。

その際には、（略）各実施者において、引き続き、感染症対策や追検査等による受検機会の確保に努めていただきたいこと。

（2）感染症対策の徹底と更なる検討

例えば、試験会場で発熱・咳等の症状のある入学志願者がいた場合にもどのような対応をするか、試験会場で起こり得る事態を想定してあらかじめ対応を定めておき、試験の現場において混乱が生じないように留意することなど、地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて、更なる感染症対策も検討していただきたいこと。

その際には、「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」（令和2年6月19日大学入学者選抜方法の改善に関する協議決定、同年10月29日一部改定）や「令和3年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト新型コロナウイルス感染症予防対策等について」（令和2年11月6日付け独立行政法人大学入試センター理事長通知）なども参考としていただきたいこと。

また、入学志願者や試験監督者等の試験業務に携わる者の体調管理について、入学志願者の在籍する中学校等や入学者選抜の実施者において、より徹底すること。